

# 告示

## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 百二十五号	熊谷市佐谷田地先から同市佐谷田地先まで
〃	熊谷市池上地先から同市上之地先まで
〃	熊谷市石原地先から大里郡寄居町大字末野地先まで
〃	大里郡寄居町大字末野地先から同郡同町大字風布地先まで
〃	深谷市田中地先から同市田中地先まで
〃	大里郡寄居町大字富田地先から同郡同町大字用土地先まで
〃	大里郡寄居町大字富田地先から同郡同町大字富田地先まで
〃	熊谷市楊井地先から同市妻沼地先まで
〃	熊谷市村岡地先から同市小江川地先まで
〃	深谷市中瀬地先から同市深谷町地先まで
〃	深谷市幡羅町一丁目地先から熊谷市小江川地先まで
〃	深谷市檜合地先から大里郡寄居町大字桜沢地先まで
〃	深谷市本住町地先から大里郡寄居町大字西古里地先まで
〃	熊谷市三ヶ尻地先から深谷市今泉地先まで
〃	熊谷市筑波一丁目地先から同市今井地先まで
〃	熊谷市池上地先から同市池上地先まで
〃	熊谷市野原地先から同市万吉地先まで
〃	ときがわ熊谷線

〃 小前田尻玉線 深谷市小前田地先から同市武蔵野地先まで  
〃 青山熊谷線 熊谷市中曾根地先から同市佐谷田地先まで  
〃 新野岡部停車場線 深谷市岡地先から同市岡地先まで  
〃 弥藤吾行田線 熊谷市大塚地先から同市池上地先まで  
〃 針ヶ谷岡線 深谷市岡地先から同市岡地先まで  
〃 美土里町新堀線 熊谷市美土里町一丁目地先から同市新堀地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日